

## 英語講座受講規約

英語講座の受講については、本規約が適用されます。

(規約の位置づけ)

第1条 この規約は、当社の提供する英語講座（以下、「本講座」といいます。）を受講していただくにあたり、受講生の方と当社との権利義務を定めたものです。

(提供する講座の内容及び回数)

第2条 本講座は、申し込みにあたって定められた内容につき、規定回数行われます。

2 本講座は、当社指定のオンラインミーティングサービスを用いて行う場合があります。

(受講に関する連絡)

第3条 受講生と当社および当社登録講師との連絡は、当社事務局を介して行うこととします。

(開講予約)

第4条 受講生が講座を受講しようとする場合には、当社とあらかじめ開講日を設定しなければなりません。

(キャンセル)

第5条 受講生によるキャンセルは、次条に定める場合を除き、開校日の3日前までに当社に申し出てください。3日前までにご連絡いただけない場合、1回開講されたものとみなします。

(やむを得ない事由による変更)

第6条 講座が天災等やむを得ない事由により開講できないときは、開講日の変更を行います。当社に生じた事由による場合も同様です。

(受講生の義務)

第7条 受講生は、本講座の準備・内容につき当社の指示に従っていただきます。

2 受講生が遅刻または早退した場合であっても、講座時間の繰り上げ・延長は行いません。

あらかじめ定めた時間の経過をもって講座が開講されたものとみなします。

3 受講生と登録講師の直接の連絡および契約を行うことは禁止させていただきます。

4 受講生は、本講座を許可なく録画録音してはいけません。

(貴重品管理)

第8条 講座を受講する際、貴重品は自己の責任において管理してください。当社は紛失盗難等の責任を負いません。

(通知)

第9条 本講座に関する連絡は、受講生があらかじめ届け出た連絡先に対して行い、当該連絡先への発信をもって通知が受領したものとします。

2 連絡先に変更が生じた際には、速やかにご連絡ください。

(払い戻し)

第10条 一度払い込まれた本講座の受講料は、いかなる理由があっても返還いたしません。

(失効)

第11条 受講生が開校日を設定しようとしないうちに最後の開講日（講座が一度も開講されていないときは申込日）から2か月が経過したときには、受講生は本講座を受講する権利を失います。

(解約)

第12条 受講生が定められた払込期日までに受講料を支払わない場合、当社はなんら催告をすることなく受講生との受講契約を解除することができます。

(権利義務の移転禁止)

第13条

本講座に関する権利義務・契約上の地位は、移転することができません。

(個人情報の管理)

第14条 当社における個人情報の管理は、当社プライバシーポリシーに従います。

(規約の改定)

第15条 本規約は、日本国法令に違反しない範囲において、予告なしに変更することがあります。

(専属管轄)

第16条 本規約の準拠法は日本法であり、当社と受講生の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

制定日：2019年7月7日